

**上板町分別収集計画**  
**(第9期)**

**令和元年5月**

**上板町環境保全課**

# 上板町分別収集計画

令和元年5月17日

## 1. 計画策定の意義

上板町は、吉野川水系や阿讚の山々の豊かな水と緑、更に温暖な気候に恵まれ、昔から農業を中心に発展してきた。近年は、都市近郊農業地域の利点を生かして、徳島県下最大の酪農地帯となっている。そうした恵まれた自然環境を守り、快適で潤いのある生活環境を創造するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルに歯止めをかけ、循環型の廃棄物処理を形成していく必要があり、そのためには、社会を構成する全ての立場（消費者・事業者・町）においてその役割を認識し、履行していくことが求められている。

現在、当町の廃棄物処理施設は、2市2町による中央広域環境センターでの破碎・選別・ガス化溶融処理を行うことで埋立廃棄物の発生は極めて少ないものの、廃棄物処理の現況は非常に厳しい状況にある。

本計画は、こうした状況の中、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大きな割合を占める容器包装廃棄物について、適正に分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、処理するごみ量を削減し、最終処分場の延命化や環境への負荷の少ない循環型社会の実現を図ることを目的として、事業者・町民・行政・リサイクル推進団体がそれぞれの役割と責任を明確化し、具体的な推進方策を明らかにするものである。

## 2. 基本的方向

本町では、以下の基本方針について一般廃棄物の適正な処理を推進する。

### a 適正処理の推進

廃棄物の発生から最終処分まで一貫した廃棄物の処理を行うため、5分別収集（可燃ごみ、圧縮ごみ、破碎ごみ、資源物、大型ごみ）とし、計画的な収集・運搬及び処理・処分を行う。

また、容器包装リサイクル法に係る有価物は、集団回収（学校、団体、自治会等）を目指す。

b 生活環境の保全

計画処理区域内のごみを速やかに収集・運搬し、中間処理、最終処分することにより衛生的かつ効率的に、減量化・無害化及び安定化を行う。

c 資源化と有効利用の推進

処理の効率化及び省資源・省エネルギー化を図るため、ごみの減量化・資源化、有効利用等を推進する。

d 処理施設の近代化、高度化

現在の技術水準を踏まえて、経費的問題を考慮しつつ、近代的かつ高性能な中間処理施設を建設し、また、周辺環境に対する公害、災害等の防止に万全を期す。

e 住民への啓発

ごみの適正処理、減量化、資源化を進めていくために住民の協力は必要不可欠であり、資源の有効利用及び排出者責任等、「ごみ」について住民への啓発を積極的に行う。

f 住民の協力

ごみの減量化・再資源化への取り組みは、行政側のみの計画・努力では、実現化は不可能であり、地域住民の協力が絶対不可欠な条件となる。そこで本町でも、ごみの減量化・再資源化を推進していく上で様々な住民協力を求めるべく、ごみ行政の現状と進捗状況に係る情報を公開し、住民に参加している実感を持ってもらう。

g 経済的で効率のよいごみ処理体系の確立

公共性の確保と住民サービスの水準を保持しながら、経済的、効率的なごみの処理体系の確立を図る。

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	611t	608t	601t	593t	587t

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

- (1) 環境への負荷をできる限り低減し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基本とした、循環型社会システムの構築
- (2) 消費者における分別排出の徹底と再生品の利用促進
- (3) 町内におけるごみの減量化と再生利用に関する普及啓発の実施
- (4) 自治会を対象に容器包装廃棄物の排出抑制を含めた環境保全啓発研修会を実施
- (5) 徳島県エコショップ実施要綱を活用し、環境保護、ごみ減量及び資源化などに配慮している町内の小売店等をエコショップ（環境にやさしい店）として認定し、さらなるごみの減量化・再生利用について理解と協力を図る

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	圧縮ごみ
主としてアルミ製の容器	圧縮ごみ
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	資源物（紙パック）
主として段ボール製の容器	資源物（段ボール）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	資源物（雑紙）
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	資源物（ペットボトル）

## 8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装

リサイクル 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてガラス製の容器	27 t		27 t		26 t		26 t		26 t	
主として陶磁製の容器	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
(合計)	(合計)									
無色のガラス製容器	(引渡量) t	(独自処理量) 43 t	(引渡量) t	(独自処理量) 43 t	(引渡量) t	(独自処理量) 42 t	(引渡量) t	(独自処理量) 42 t	(引渡量) t	(独自処理量) 41 t
(合計)	(合計)									
茶色のガラス製容器	(引渡量) t	(独自処理量) 49 t	(引渡量) t	(独自処理量) 49 t	(引渡量) t	(独自処理量) 48 t	(引渡量) t	(独自処理量) 48 t	(引渡量) t	(独自処理量) 47 t
(合計)	(合計)									
その他のガラス製容器	(引渡量) t	(独自処理量) 12 t								
主として紙製の容器であつて飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	29 t		29 t		28 t		28 t		28 t	
(合計)	(合計)									
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(引渡量) t	(独自処理量) 12 t	(引渡量) t	(独自処理量) 11 t						
(合計)	(合計)									
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であつて飲料又はしゅようゆその他の主務大臣が定めた商品を充てんするためのもの	(引渡量) t	(独自処理量) 14 t								

## 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装

リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

・直近年度(平成30年度)の各品目の収集量を上板町住民基本台帳(平成31年3月末)の人口で除して各品目ごとの1人当たりの原単位を算出する。

・各年度の人口予測を行い年度別ごとの推計人口を決定する。

・原単位に推計人口を乗じて各年度ごとの回収量を見込む。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
11,897人 (対前年度比) 98.9%	11,769人 (対前年度比) 98.9%	11,644人 (対前年度比) 98.9%	11,519人 (対前年度比) 98.9%	11,396人 (対前年度比) 98.9%

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

町が直営で分別収集を行うものとする。

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当面、町及び委託業者の施設でのリサイクルを実施するが、必要に応じて周辺市町と広域処理と施設整備について意見交換を行う。また、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への引渡しに向け、町単独での施設整備もあわせて検討する。

既設の施設において処理を行う施設の名称・場所については以下の通りとする。

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| ○上板町リサイクルセンター | 徳島県板野郡上板町七條字経塚6番地3 |
| ○上板町資源物保管施設   | 徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地 |

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ一部品目の引渡しに向けた検討を行う。
- 自治会等による集団回収を促進するため、奨励金の交付、自治会への啓発活動、集積場所の施設の貸与などの支援を行う。
- 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。